

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助対象事業者 審査基準

1 趣旨

この基準は、会津若松市が会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業の補助対象事業者候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 選定委員会

補助事業者候補者の選定にあたっては、超高速ブロードバンド環境整備事業補助事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、別表の評価基準に基づき、参加者より提出された提案書の内容及びヒアリングにおける説明、質疑応答に対する採点を行い、候補者を選定する。

3 評価方法

選考委員会の各委員が行う評価は、別表の評価基準の各項目毎の評価の視点を参考としながら5段階で評価を行い、小項目毎に係数（倍率）を乗じて点数化し、合計100点満点で評価する。

採点の目安	点数	点数化の方法
提案内容が優れている。	5	配点×1.0
提案内容に優れている点がある。	4	配点×0.8
提案内容が標準的である。	3	配点×0.6
提案内容に劣っている（実現性が低い）点がある。	2	配点×0.4
提案内容が劣っている（実現性が低い）。	1	配点×0.2
未記入・様式の未提出（当該項目のみ）	0	配点×0

4 順位付けについて

選考委員会の各委員の採点により、次の条件に従い、選定する。ただし、全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し、候補者とししない。

<順位付けの条件>

- (1) 過半数を超える委員から最高順位を得た者
- (2) (1)により決しない場合、全委員の合計点数が最高得点の者
- (3) (2)が複数ある場合、評価項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い者
- (4) (3)が複数ある場合、評価項目のうち、「事業遂行能力」の点数の合計が最も高い者

5 その他

- (1) 選考委員会は、非公開で行う。
- (2) 参加者が選考委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる場合がある。
- (3) 選考委員会による候補者の選定は、提案審査の当日に行うものとする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、参加者の説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。

別表 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
1 事業の方針 (10点)	①事業に対する基本的な考え方	・本事業の趣旨を十分に理解し、補助事業の目的に沿った基本的な考え方が提案されているか。	10
2 事業遂行能力 (30点)	②会社概要	・長期安定的に本事業に係るサービスを提供することが可能か。	5
	③実施体制	・本事業及び提案内容の履行が可能な人員・組織体制が計画されているか。	5
	④事業継続性	・整備後の運用や設備修繕等の対応が安定的に実施可能か	10
	⑤類似業務の実績	・事業者及び業務責任者、担当者（予定者）は、業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	10
3 企画提案内容 (40点)	⑥インターネット通信速度	・対象地域の利用者にとどの程度の通信速度（実効速度）でサービスを提供できるか。	5
	⑦初期費用・月額料金	・加入者の初期費用や月額料金の設定状況について、どの程度の水準となるか。	10
	⑧利用者サービス	・対象地域の企業、住民に対する加入メリットや優れたサービスが提案されているか。	15
	⑨整備後の利用促進等の取組	・利用拡大を図るための効果的な取組が提案されているか。	10
4 工程計画 (10点)	⑩事業スケジュール	・補助事業期間内に完了可能なスケジュールが提案されているか。 ・遅延リスクに対する対応が提案されているか。	10
5 コスト (10点)	⑪事業内訳の適切性	・積算内訳は、適正な内容が提案されているか。	5
	⑫補助金交付希望額	・次の式により算出された評点を付与する。 【算出方法】 評価点＝配点(5点)×(最低提案額／当該提案額) ※小数点以下切り捨て	5
合計			100